

# 埼玉県議会個人情報保護協議会設置要綱

〔令和5年3月16日〕  
議長決裁

## (目的)

第1条 議会における個人情報の適正な取扱いについて、事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、議会に埼玉県議会個人情報保護協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 協議会は、議会運営委員会への委員選出会派の代表者一名をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、委員がこれを互選する。

## (審議事項)

第3条 協議会は、議長の諮問に応じ、次の事項について審議するものとする。

- 一 開示決定等に関すること
- 二 訂正決定等に関すること
- 三 利用停止決定等に関すること
- 四 審査請求に係る審査に関すること
- 五 その他個人情報の保護に関すること

## (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、主宰する。

2 緊急を要する場合は、協議会を持ち回りで行うことができる。

## (関係者の出席)

第5条 協議会は、必要があるときは、関係職員の出席を求めて、意見を聞くことができる。

## (結果の報告)

第6条 会長は、協議会における審議の結果を速やかに議長に報告するものとする。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。